

◇ 令和6年4月～6月の裁決事例

Q : 令和6年4月から6月の裁決事例が公表されたそうですが、どんなものがありましたか？

A : 次のようなものがありました。

【解説】

先ごろ、国税不服審判所から、令和6年4月分から6月分の裁決事例が公表されました。

国税通則法関係が2件、所得税法関係が1件、相続税法関係が1件、登録免許税法関係が1件、消費税法関係が1件の計6件です。

参考となるものに、次のものがありました。

本件は、請求人が消費税等の確定申告書を提出しなかったところ、原処分庁が請求人には申告書を提出する義務があり、また、請求人が基準期間の課税売上高を隠蔽し、又は仮装したところに基づき申告書を提出しなかったとして消費税等の決定処分及び重加算税の賦課決定処分をしたのに対し、請求人が、原処分の一部の取消しを求めた事案です。

請求人は、①消費税等の認識ある無申告は無申告行為であること、②何ら根拠のない収入金額及び必要経費の額を収支内訳書に記載することは、過少申告行為であって、仮装隠蔽行為に該当せず、特段の行動に当たるとも評価できない旨主張しましたが、審判所は、基準期間中における課税資産の譲渡等の対価の額を故意に脱漏し、課税期間において免税事業者であることを装い続け、確定申告をしなかったのであるから、かかる行為は仮装隠蔽と評価すべき行為であり、単なる無申告や過少申告と評価することはできないとして、請求人の主張を棄却しました。

